

湖南省学校施設開放のしおり



湖南省教育委員会事務局 教育支援課

学校施設の利用方法について

- **学校施設開放の目的**

学校教育に支障のない範囲で地域住民のみなさまに、運動場や体育館などを開放し、社会教育及び社会教育の場を提供します。

- **利用対象者**

- ✓ 市内に在住、通勤または通学するものを10人以上有する団体
- ✓ 使用責任者の明確な団体

- **団体登録**

利用者は団体等が必要です。(毎年更新の必要あり。登録料・更新料はなし。)

「団体登録構成員名簿」を湖南市役所西庁舎教育支援課へ提出してください。様式は湖南市 HP または次項の QR コード（団体登録構成員名簿QRコード）からダウンロードしてください。

【湖南市役所西庁舎教育支援課】

住所：〒520-3195 滋賀県湖南市石部中央一丁目1番地1号

- **利用時間及び使用料**

使用できる時間帯は、8時30分～21時までです。

公共施設予約システムであらかじめ予約可能な時間を設定しています。

多目的ホールの空調使用料は、1時間あたり200円（終日）です。

また、18時以降の利用に対して、体育館、多目的ホールは1時間あたり300円の照明使用料が必要です。

グラウンドは半面・全面の料金設定学校があるため個別に確認してください。

※ 1時間未満の使用時間に対しては、切り上げて計算します。

例：1時間10分の体育使用でも300円×2時間で600円がかかります。

- **利用の取り消し**

利用を取り消す場合は、必ず教育支援課へ連絡をしてください。

【教育委員会教育支援課】TEL：0748-77-6250

- **施設の利用中止と変更**

施設の利用を許可した後においても、以下の場合は利用の中止または日時等の変更となる場合があります。

- ① 学校教育や学校施設に支障があるとき
- ② 学区等の公の団体行事が行われるとき
- ③ 利用者が、利用条件やルールを守らなかったとき
- ④ 天候や災害等の関係で、施設の利用が困難と認められたとき



施設利用申請の流れについて

① 団体登録構成員名簿の提出について

団体登録構成員名簿を教育支援課へ提出します。

様式は湖南市HP（以下のQRコード）からダウンロードしてください。



QRコード：「湖南市HP 湖南市立学校施設開放について」

※ 登録後は年1回更新時に提出する必要があります。

※ 前ページP.1「利用対象者」の条件をご確認ください。

（新規登録以外はメールで [kyuikushien@city.shiga-konan.lg.jp] へ提出が可能です。）



② 公共施設予約システムで利用登録

公共施設予約システムの利用登録をする。

※ 減免(市内在住の小学生が10名以上いる場合)を受ける際は、減免登録が別途必要です。余裕をもって申請をしてください（毎年更新手続きが必要です）。



③ 公共施設予約システムで予約（仮押さえ）

公共施設予約システムで、使用する施設を予約（仮押さえ）する。

学校施設は、申請日の7日後から翌月末までの分が予約可能です。

（例）申請日が4月1日の場合：4月8日～5月31日の予約が可能。

※ 新規登録者は、登録月とその翌月は20日以降に予約（仮押さえ）してください。

例：4月に登録した場合は、4月20日(4月27日～5月31日使用分)以降、翌月も5月20日(5月27日～6月30日使用分)以降に予約（仮押さえ）してください。

施設利用の日時が重複した場合は、団体（代表者）同士で調整、譲り合って使用するようしてください。

湖南省公共施設予約システムの利用については、湖南省 HP（以下の QR コード）からご確認ください。



QR コード：「公共施設予約システム QR コード」



④ 施設利用許可

公共施設予約システムで予約後、使用日の7日前（土日祝除く）までに、必ず教育支援課の窓口で許可を受けてください。おこしにならない場合は、自動的にキャンセル扱いとさせていただきます。照明や空調の利用が発生する場合は、許可を受ける際に支払ってください。

⑤ 施設の利用

鍵の開閉及び管理は利用者におこなっていただきます。

鍵はナンバーロック式キーケースを使用しています。

ナンバーは毎月変更し、新しいナンバーは申請許可の際にお渡しします。

施設使用後は、必ず「学校施設開放利用日誌」に記入すること。また、清掃・戸締り。消灯を確認し、特に電気の消し忘れや窓の閉め忘れに十分ご注意ください
詳しい注意事項は【学校教施設使用上の注意】を確認し、厳守の上、ご使用ください。

湖南省学校施設使用上の注意

施設を使用される方は、次の事を必ず守ってください。

守られていない場合は、施設使用が許可できなくなる場合があります。

【全施設共通】

1. 学校施設開放をしているのはグラウンド、体育館、武道館、格技場、多目的ホール（岩根小学校）です。そのうち許可を得た施設のみ使用可能です。許可された施設以外には立ちいらないでください。また許可された用具・備品以外は使用しないでください。使用した場合は元の状態に戻してください。
なお、火器の使用は厳禁です。
2. 使用中に施設や備品の破損があった場合は学校・教育支援課に連絡してください。
夜間・休日の場合は次の平日に速やかに連絡してください。
3. 許可開始時間以降に入館し、許可時間終了までに使用場所の整備と学校敷地からの退出を済ませてください。
使用後は、倉庫、トイレ、フロアの電気や水道の蛇口が閉まっているか、窓などの施錠を確認してお帰りください。
4. 使用後は、清掃・整頓をして使用前の状態にし、ゴミは使用者が責任を持って、必ず持ち帰ってください。
5. 湖南省に注意報、警報などが発令されている時は利用を中止する場合があります。
6. 多数の団体が使用されているため、施設を一旦予約だけし、あとで変更・キャンセルを行うことは極力控えて下さ。
7. 学校敷地内は完全禁煙です。敷地内で喫煙を見つけた場合また通報があった場合は、利用を中止する場合があります。
8. 申請期限は使用の1週間前ですが、キャンセル・時間変更についても原則一週間前までに教育支援課へ申し出てください。なお、照明使用料などの返金については次の月末までに教育支援課窓口にて申請をしてください。
(例) 4月1日の利用をキャンセルしたときは、5月31日までに返金申請をしに来てください。
9. グラウンド照明用のコインが手元にある場合は、必ず返却してください。
10. その他、教育支援課および学校の指示に従ってください。

【体育館・格技場・武道館・多目的ホール】

1. 使用後は清掃、整備、戸締り、消灯等を確認し、必ず「学校施設開放利用日誌」に記入のうえ、とくに電気の消し忘れや窓の閉め忘れに十分ご注意ください。
2. ナンバーロック式キーケースや鍵の破損、減失、利用守拙の以上等を確認したときは、教育支援課まで速やかにご連絡ください。
3. 各施設のアリーナ（体育館のフロア部分）では飲食禁止（水分補給は除く）。
4. ミーティングルーム（岩根小学校・石部小学校）は、試合などの特別な時にのみ使用可能です。使用する際は、利用内容にミーティングルームを使用する旨を入力してください。

【学校開放施設一覧】

No.	学校名	施設名	住所
1	岩根小学校	体育館	〒520-3252 湖南市岩根3791
		運動場	
		多目的ホール	
2	石部小学校	体育館	〒520-3106
		運動場	湖南市石部中央二丁目3-1
3	石部南小学校	体育館	〒520-3112
		運動場	湖南市丸山一丁目1番1号
4	三雲小学校	体育館	〒520-3223
		運動場	湖南市夏見1857
5	三雲東小学校	体育館	〒520-3221
		運動場	湖南市三雲3100
6	菩提寺小学校	体育館	〒520-3242
		運動場	湖南市菩提寺1583-270
7	菩提寺北小学校	体育館	〒520-3242
		運動場	湖南市菩提寺328
8	下田小学校	体育館	〒520-3201
		運動場	湖南市下田2784
9	水戸小学校	体育館	〒520-3215
		運動場	湖南市水戸町31-1
10	石部中学校	体育館	〒520-3103
		運動場	湖南市宝来坂四丁目3番1号
11	甲西中学校	体育館	〒520-3231
		武道館	湖南市針284番地
12	甲西北中学校	体育館	〒520-353 湖南市正福寺28-1
		卓球場	
		格技場	
		運動場	
13	日枝中学校	体育館	〒520-3252 湖南市岩根499-351
		格技場	
		運動場	

【問い合わせ先】

湖南市教育委員会事務局 教育支援課
 電話番号：0748-77-6250
 ファックス：0748-77-6253